

2025 年 3 月 10 日

各 位

会 社 名 J X 金 属 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 林 陽 一
(コード番号: 5016 東証プライム)
問 合 せ 先 広 報 ・ I R 部 I R 担 当 課 長
米 山 学
(電話番号 03-6433-6056)

**売出価格、国内外の売出株式数及び
オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数決定のお知らせ**

当社普通株式の売出価格、国内市場及び海外市場における売出株式数並びにオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数等につきまして、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

- | | |
|----------------------------|--|
| 1. 売出価格 | 1 株につき 金 820 円 |
| 2. 売出株式数 | 引受人の買取引受による国内売出し 304,679,900 株
海外売出し 160,480,200 株 |
| 3. 価格決定の理由等 | 売出価格の決定に当たっては、株式市場をはじめとしたマーケットの下落等を考慮して決定した仮条件（810 円～820 円）に基づいて個人投資家及び機関投資家を中心にブックビルディングを実施いたしました。需要の申告期間中においても、株式市場のボラティリティは高かったものの、当社の事業戦略及びマネジメント体制等を評価する機関投資家を中心として需要が確認された結果、当該ブックビルディングの状況については、
① 申告された総需要株式数が、売出株式数を十分に上回る状況であったこと。
② 申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
③ 申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
が特徴として見られました。
上記ブックビルディングの結果並びに現在の株式市場の状況及び上場日までの期間における価格変動リスク等も総合的に考慮したうえで、1 株につき 820 円と決定いたしました。
なお、引受価額は 1 株につき 785.56 円と決定いたしました。
また、国内外の売出株式数の内訳につきましては、上記ブックビルディングの状況等を勘案し、引受人の買取引受による国内売出し 304,679,900 株、海外売出し 160,480,200 株と決定いたしました。 |
| 4. オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数 | 69,774,000 株 |
| 5. 上場時資本金の額 | 75,000 百万円 |

ご注意： 本資料は当社株式売出し等に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2025 年 2 月 14 日及び 2025 年 3 月 2 日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

また、本資料は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

6. 当社指定販売先への売付け
(親引け)

当社が、引受人に対して売付けることを要請した指定販売先（親引け予定先）の概況等については以下のとおりであります。

- | | |
|------------------------|---|
| (1) 親引け予定先の概要 | J X金属グループ役員持株会
東京都港区虎ノ門二丁目 10 番 4 号
理事長 小松崎 寛 |
| | J X金属グループ従業員持株会
東京都港区虎ノ門二丁目 10 番 4 号
理事長 森井 健次 |
| | 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）
東京都中央区晴海一丁目 8 番 12 号
代表取締役社長 土屋 正裕 |
| (2) 親引けしようとする株
券等の数 | J X金属グループ役員持株会 当社普通株式 190, 100 株
J X金属グループ従業員持株会 当社普通株式 1, 133, 100 株
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）
当社普通株式 1, 219, 500 株 |
| (3) 販売条件に関する事項 | 販売価格は、上記 1. の売出価格となります。 |
| (4) 親引け後の大株主の状況 | 引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しを勘案した親引け実施後の J X金属グループ役員持株会の所有株式数は 190, 100 株（発行済株式（自己株式を除く。）総数の 0. 02%）、J X金属グループ従業員持株会の所有株式数は 1, 133, 100 株（発行済株式（自己株式を除く。）総数の 0. 12%）、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）の所有株式数は 1, 219, 500 株（発行済株式（自己株式を除く。）総数の 0. 13%）となります。 |

ご注意： 本資料は当社株式売出し等に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2025 年 2 月 14 日及び 2025 年 3 月 2 日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

また、本資料は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

[ご 参 考]

1. 株式売出しの概要

(1)	売 出 株 式 数	普通株式	引受人の買取引受による売出し	465, 160, 100 株
			(引受人の買取引受による国内売出し	304, 679, 900 株、
			海外売出し	160, 480, 200 株)
			オーバーアロットメントによる売出し	69, 774, 000 株
(2)	申 込 期 間		2025 年 3 月 11 日 (火曜日) から	
	(国 内)		2025 年 3 月 14 日 (金曜日) まで	
(3)	株 式 受 渡 期 日		2025 年 3 月 19 日 (水曜日)	

2. ロックアップについて

引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに関連して、売出人かつ貸株人である ENEOS ホールディングス株式会社は、大和証券株式会社、J P モルガン証券株式会社、Morgan Stanley & Co. International plc 及びみずほ証券株式会社（以下、「ジョイント・グローバル・コーディネーター」という。）に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の日（2025年9月14日）（当日を含む。）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために大和証券株式会社に当社普通株式の貸付けを行うこと及びグリーンシュエーションが行使されたことに基づいて当社普通株式を売却すること等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れております。

また、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中はジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、株式分割等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れております。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

さらに、親引け先である J X 金属グループ役員持株会、J X 金属グループ従業員持株会及び株式会社日本カストディ銀行（信託 E 口）（当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約に基づき設定される信託（以下、「本信託」という。）における再信託受託者）並びに本信託の受託者としてのみずほ信託銀行株式会社は、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーター並びに引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社（以下、「国内共同主幹事会社」という。）の事前の書面による同意なしには、当該親引けにより取得する当社普通株式

ご注意： 本資料は当社株式売出し等に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2025 年 2 月 14 日及び 2025 年 3 月 2 日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

また、本資料は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

を含む当社普通株式の売却等（ただし、J X金属グループ役員持株会から当社及び当社子会社の役員に対する、当該役員に登録配分された当社普通株式の交付（当該交付を受ける当社及び当社子会社の役員が、当該交付前に、個別にロックアップ期間と同じ期間、当社普通株式の売却等を行わない義務を負うことを内容とする誓約書をジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内共同主幹事会社に対して提出している場合に限る。）、並びに本信託に基づく株式会社日本カストディ銀行から当社の従業員に対する当社の従業員に付与されたポイント数に応じた当社普通株式の交付（譲渡制限がロックアップ期間中に解除されないもの限り、また、当該交付を受ける当社の従業員が、当該交付前に、個別にロックアップ期間と同じ期間、当社普通株式の売却等を行わない義務を負うことを内容とする誓約書をジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内共同主幹事会社に対して提出している場合に限る。）等を除く。）を行わない旨を約束する書面をジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内共同主幹事会社に対して差し入れております。

上記のいずれの場合においても、ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

以 上

ご注意： 本資料は当社株式売出し等に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2025年2月14日及び2025年3月2日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

また、本資料は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。